

研究論文

戦後日本の障害乳幼児支援における幼児グループの展開過程の特質

—東京都東村山市「愛の園幼児室」を事例として—

田中 謙*

The Characteristics of Developmental Process of Support for Young Children with Disabilities in the young children groups

—Case Study of “Ainosono Youjishitsu” Higashimurayama City, Tokyo—

TANAKA Ken

Key words: 障害乳幼児、幼児グループ、愛の園幼児室、東村山市、政策

要旨

本研究は幼児グループの展開過程を検討するため、東京都東村山市「愛の園幼児室」を事例とし、その展開過程の特質を明らかにすることを目的とした。

その結果、愛の園幼児室では障害幼児を支援する療育機関等を創設させることでさえ容易ではなかった 1970 年代に、重度の障害幼児を中心に愛の園幼児室は経営がなされ、障害幼児に対する支援が行われていたことが明らかとなった。

愛の園幼児室は療育機関としての事業経営期間は 1969（昭和 44）～1976（昭和 51）年の約 7 年間で非常に短いものであったものの、東村山市という地域の障害乳幼児支援の充実に大きな影響を与えていたことが示唆された。

I 問題の所在と研究目的等

本研究は戦後日本の障害乳幼児支援の展開過程を明らかにする作業の一環として、東京都東村山市に創設された「愛の園幼児室」を事例とし、「幼児グループ」の展開過程の特質を明らかにすることを目的とする⁽¹⁾。

第二次大戦にともなう総動員体制を経て、戦後日本においては混乱と貧困状況下で社会政策としての児童保護政策が展開されていくこととなる。戦災孤児、浮浪児等の都市社会問題の顕在化によって、行政レベルでの児童保護に係る解決策の検討と実施は必須の課題となっていた。その政策および保護施策の中で、障害児の存在に焦点が当てられるようになり、戦後日本では障害児支援の制度的枠組みの改変が行われていくのである。

この制度的枠組みの改変にあたっては、小淵（2008）が戦後日本の社会福祉等を含むあらゆる政策は「敗戦前の諸制度と無関係に制定」されたものではなく、GHQ による支配下で「新しい考え方を導入し」、「従来からある制度の何らかを生かす形」で制度を創設していったことを述べるように、障害児支援においても「滝乃川学園」等の戦前の障害児支援施設等の実績が参考にされて制度化が図られていった。しかしながら、この戦後の障害児支援制度に関しては、基本的に学齢期以降を対象としていたことに留意する必要がある。つまり戦前ほとんど支

* 山梨県立大学（Yamanashi Prefectural University）

援体制が整っていなかった障害乳幼児に関しては、戦後初期の日本の社会政策においても支援制度の対象としてはほとんど位置づかなかったのである。

障害乳幼児支援に関しては、戦前から継承された「愛育研究所特別保育室」等の取り組み等 1940～1950 年代にもいくつか支援の取り組みが見られるものの、社会において関心が広がり始めるのは S・A・カーク¹の精神薄弱児の「教育可能性」の指摘と、教育実践に関する研究結果が紹介された 1960 年代頃からと考えられる²。実際 1962（昭和 37）年「九州厚生年金病院」小児科部長高木俊一郎や同病院心理治療室長坂本龍生らによる北九州市「いずみの幼稚園」や、1965（昭和 40）年新潟市「ロータリー松波学園」等、病院や大学附属機関、児童福祉施設等で障害乳幼児への支援が試みられるようになり、その「早期支援」の成果と重要性について障害児支援関係者を中心に関心が高まっていく。社会政策においても、1963（昭和 38）年国立東京教育大学附属大塚養護学校幼稚部開設が行われていくのである。

このように 1960 年代以降日本では障害乳幼児支援の問題が社会政策に占める位置は徐々に高くなってゆき、国、地方公共団体により障害乳幼児の処遇に関する課題への対応が模索され始める。そして 1970 年代には 1974（昭和 49）年に私立幼稚園も対象とした「学校教育設備整備費等補助金（特殊教育設備整備費等）」、保育所における「障害児保育事業実施要綱」に基づく障害児保育事業、「精神薄弱児通園施設に関する通知の改正について」（1974 年 4 月 4 日児発第 164 号児童家庭局長通知）による精神薄弱児通園施設の「満 6 歳以上を入所対象とする」年齢制限、「学齢児の入所の際の就学義務の猶予及び免除」要件の撤廃による「幼児施設」への移行等の社会政策が実施される。これらの政策により教育行政管轄の養護学校幼稚部および幼稚園、そして福祉行政管轄の「精神薄弱児通園施設」、「肢体不自由児通園施設」、「難聴幼児通園施設」、「心身障害児通園事業」、「類似事業」および保育所等の機関を中心的な場とした、戦後日本の障害乳幼児支援制度が整備され、支援体系の系譜が確立していくと考えられる。これらの学校、施設、事業所等が戦後日本における障害乳幼児支援の系譜を紡ぎ、今日の支援システムの基盤を形成してきたことはまぎれもない事実である。

では、この 1960 年代～1970 年代の支援体制整備の動きは一体どのようなものであったのか。筆者は上記にあげた学校、施設、事業所等の国の社会政策に位置づかない地方公共団体による政策が各地域でなされてきており、地方公共団体の政策に基づく支援の場も、今日の支援システムにつながる障害乳幼児支援の展開過程の系譜に連なっていることにも着目する必要があると考える。

具体的にはこれまで戦後日本における障害乳幼児支援の展開過程とその展開要因を明らかにする一連の研究作業の中で、地方公共団体による政策との関連の中で展開されてきた幼児グループや「通園事業」等に注目して検討を進めてきた。その結果、田中・渡邊（2011）では、1970 年代以降全都的に広まった幼児グループは「心身障害児通園事業」や自治体単独事業の前身になる等「地域における支援」の基盤ともいえる役割を担っており、地域での通園事業創設の契機となっていったことを明らかにしている。また田中（2013）では通園事業の整備により障害乳幼児に公的な支援を提供する社会資源を創設したことにより、通園事業が戦後日本の障害乳幼児支援の系譜に位置づいたこと、その系譜は幼児グループから通園事業へと展開してきた過程ととらえることができることを明らかにしている。

このような先行研究を参考とし、本研究では地方公共団体の政策との関連に焦点を当て、幼児グループの展開過程の特質を明らかにすることを試みたい。その際検討すべき観点として、「小都市」のような社会資源の限られる地域での支援体制整備の展開過程である³。現在および今後の通園事業を含めた通園形態による支援を考えると、「地域特性に応じたきめ細かな対応が行われること」が期待できる地方公共団体（以下、市町村）域での支援が重要と考えられる（宮田他,2008,40）。一方で小都市のような人口規模の小さい市町村では社会資源が限られるため、歴史的にも「人口 10 万人以下の市町村に療育システムをどう作っていくか」（黒田,1993,56）が課題といわれてきている。今日改めてこの課題を歴史的観点から明らかにすることは、今後の障害乳幼児支援を考える

上で多くの示唆を得られると考えられる。

幼児グループに関する先行研究では、塩見（1975）が滋賀県八幡保健所で行われていた「ひまわり教室」の事例を中心としながら、幼児グループは「保健所の活動から出発して、それが地方自治体の仕事としてひきつがれたもの」、「障害児の親が中心になっているもの」、教育委員会、医療機関、大学、児童相談所、児童福祉施設等「子どもに関係する様々な機関」で行われていることを述べている。このことから、幼児グループは特定の機関による取り組みを指し示すものではなく、多様な実施主体（機関）による障害乳幼児に対する支援の場を包括的に指し示すものであることがうかがわれる。本研究もこの塩見（1975）の幼児グループに対する基本的な概念枠組みを参照する。しかしながら塩見（1975）の研究では幼児グループの展開過程に関しては「地域の保健所の活動として始まった」ことしか明らかにされておらず（塩見,1975,116）、展開過程の特質を明らかにする上では更なる検討が求められる。また市町村の障害乳幼児支援システムの展開過程を研究したものとして松坂他（1989）があげられ、三重県四日市市では 1965（昭和 40）年に「家庭児童相談室」が設置され「ことばや知能の遅れた幼児や自閉症（傾向）児の相談・指導を主に扱う」中で当初週一回の特別指導が行われるようになったこと、「あけぼの学園」や「四日市市障害児保育に関する要綱」整備により市内の障害乳幼児支援システムが整備されていったことを報告している。松坂他（1989）の研究は市町村の障害乳幼児支援システム整備に関する先行研究として大いに参考となるものの、四日市市の人口は 1970（昭和 45）年度国勢調査によると 241,405 人であり、中都市での事例報告となっている。小都市に関する先行研究は散見の限りほとんどないのが現状である。

従って先行研究においては幼児グループの展開過程および、市町村の障害乳幼児支援システムの展開過程のいずれの観点からも十分な研究の蓄積はなされておらず、検討の余地が多分に残されている。

そこで本研究では通園形態による障害幼児支援のシステム構築において公立通園事業を活用した市区町村の事例として考えられる東京都東村山市に焦点を当て、検討を行う。東村山市は 1969（昭和 44）年に開始された幼児グループ愛の園幼児室で障害幼児に対する支援が始められ、その後 1977（昭和 52）年に全国でも先駆的な「幼児相談室」を中核とした支援システムが構築されていく地方自治体である。東村山市の人口は 1970（昭和 45）年度国勢調査によると 96,545 人であり、本研究で着目する小都市に該当する。

本研究では特に幼児グループの展開過程に着目するため、事例として愛の園幼児室の展開過程を検討し、その特質を明らかにしたい。障害乳幼児支援システムの展開過程に関しては部分的な検討にとどめ、詳細な検討は別稿にて行うこととする。

Ⅱ 研究方法

1. 研究対象

本研究では事例として東京都東村山市をとりあげる。東村山市は武蔵野台地中央部、狭山丘陵の東側に位置し、東京都東久留米市、清瀬市、小平市、東大和市および埼玉県所沢市に隣接している。1964（昭和 39）年 4 月 1 日に旧東村山町が市制施行した。1967（昭和 42）年には市内に新青梅街道が開通しており、西武鉄道各線や東日本旅客鉄道（JR 東日本）武蔵野線等の交通網整備がなされているベッドタウンである。人口は 1970（昭和 45）年度国勢調査時 96,545 人、同 1980（昭和 55）年 119,363 人、同 1990（平成 2）年 134,002 人の小都市であり、人口規模が急速に拡大した都市でもある。

2. 研究視点

本研究で対象とする幼児グループは、東京都市部の小都市東村山市で 1960～1970 年代に療育機関として機能

していた愛の園幼児室である。この愛の園幼児室の展開過程における特質を明らかにするために、田中・渡邊(2011)の「草創期の幼児グループがどのような契機で創設され、どのように支援を試みようとしたのか」という先行研究の分析課題を参考に、

- (1) 愛の園幼児室の前史としての幼児グループの実態、
 - (2) 療育機関として機能するための指導員の確保、
 - (3) 施設の開設、
 - (4) 支援対象、
 - (5) 愛の園幼児室の閉鎖と東村山市における障害乳幼児支援システムの展開過程
- の5つの研究視点を設定し、検討を行うこととする。

3. 分析資料および聞き取り調査

本研究における愛の園幼児室の検討に関しては、主に東村山手をつなぐ親の会編(1993)、馬場(2000;2007a;2007b)等を資料として参照した。

また本研究における愛の園幼児室及び東村山市幼児相談室の検討に関し、資料の補完を目的に聞き取り調査を実施した。愛の園幼児室に関しては聞き取り調査対象は元東村山手をつなぐ育成会会長のA氏、ならびに元愛の園幼児室利用児の保護者であるB氏、C氏である。聞き取り調査実施は2009(平成21)年6月18日13:30~15:30、場所は東村山市役所にて行った。東村山市幼児相談室に関しては聞き取り調査対象は幼児相談室室長のD氏である。聞き取り調査実施は2012(平成24)年7月2日18:00~20:00、場所は東村山市社会福祉協議会にて行った。

聞き取り調査は半構造化方式で実施し、記録方法はメモによる筆記方法を採用した。筆記記録はインタビュー終了後、整理・再構成し、フィールドノーツとしてまとめた。

Ⅲ 結果と考察

1. 愛の園幼児室の前史としての幼児グループ

愛の園幼児室の前史は、障害幼児を持つ保護者らによる幼児グループとしての活動である。愛の園幼児室として施設が整備される1972(昭和47)年から3年前の1969(昭和44)年にはじめられた、保護者による障害幼児への遊ぶ場の設定と生活指導が、その始まりである。

1969年指導当初は、東村山市の公民館を場として幼児グループ活動として始められた。3人の母親が協力し、障害幼児をもつ保護者自身が指導役となり、4人の幼児を指導することから始められたものである。「専門性」を有した指導員による指導がなされていたわけではなく、保護者とともに遊ぶ活動を行う、身辺自立に関する指導を行う等の遊びと生活指導を中心とした内容で行われていた⁽⁴⁾。

また、保護者らは東村山市手をつなぐ親の会の会員でもあったため、同会の例会時には、様々な外部専門家を招き、障害幼児をもつ保護者を含む、障害児をもつ保護者への相談支援も行っていた。この相談活動を通して幼児グループ活動に参加するようになった保護者と障害幼児もいたと考えられる。

2. 東村山市の政策による東村山市社会福祉協議会を通じた指導員の確保

障害幼児を持つ保護者と東村山市手をつなぐ親の会は幼児グループ活動と並行して、東村山市に対して幼児グループへの支援を求める請願活動も展開していった。

その結果活動が始められた次の年、1970(昭和45)年には、東村山市社会福祉協議会よりパート指導員1名

が専任指導員として幼児グループの活動の際に配置されることとなった。パート指導者は元々幼児教育を学んだ経験を有していたため、指導員配置後は、幼児教育を基礎とした活動が行われるようになったと推測される。実際当時パート指導員による指導を受けていた障害幼児の保護者であったB氏と、施設創設時からの利用者の保護者であるC氏によれば、愛の園幼児室では壁面構成にも力が入れられ、幼稚園・保育所のように明るく、非常に印象的であったと振り返っている。具体的な活動内容としては「遊びの中で、体力を增強し、安全教育を身につけ、生活経験を広げる」「集団とのかかわり合いを通じて生活経験を広げる」目的のもと、年間計画に基づき、お絵かきや体操、リズム遊び等といった遊びを中心とした取り組みがなされていたことが記されている（全日本特殊教育研究連盟他共編,1973,139-143）。

またパート指導員の配置により、当初週1回（月4回）程度の活動日数が、週2回（半日）へと拡充された。

3. 支援の場としての施設開設

パート指導員の配置がなされた幼児グループの次のニーズは、安定的に幼児グループの活動と経営がなされる専門施設の確保であった。また同時に東村山市手をつなぐ親の会では中学校（高等学校）卒業後の「卒業後教育」を行う「作業所」等の場の整備に関するニーズを有する会員がおり、東村山市手をつなぐ親の会としては就学前の障害乳幼児と卒業後の障害者それぞれが活動可能な施設の設置を東村山市に求めていった。

東村山市では東村山市手をつなぐ親の会による請願を採択し、東村山市社会福祉協議会を通して東村山市市民会館敷地内に「作業所」としての「愛の園実習室」と療育機関としての「愛の園幼児室」を開設するのである。

また東村山市は政策として社会福祉協議会を通した「愛の園幼児室」の支援環境整備を行っていく。まず人的環境整備として1972（昭和47）年には社会福祉協議会職員として常勤指導員2名を採用する。それにより実際に指導日数が充実していく。1971（昭和46）年1月には週2回の全日活動になり、施設発足後はさらに週3回全日指導から週5日全日指導と増加していくのである⁶⁾。

事業経営に関しても、障害乳幼児を持つ保護者や東村山市手をつなぐ親の会の考えを反映させるため、「愛の園幼児室運営委員会」を組織し、委員長に東村山手をつなぐ親の会会長を、委員に社会福祉協議会代表を含めて構成していくのである。事業助成に関しても、1972（昭和47）年には愛の園幼児室に対して東村山市から404,000円の助成が行われた。1972年当時、東京都が都内の幼児グループ等に行っていた「心身障害児通所訓練事業」による助成の助成額は500,000円であり、東京都の助成制度による助成額に近い金額の助成が行われていた^{6) 7)}。この時はまだ国が1972年から始めた「心身障害児通園事業」に愛の園幼児室が認可を受ける以前であり、愛の園幼児室に対する助成は市行政による独自財政に基づいた政策によって成されたものであった。

このような1969～1972年の愛の園幼児室の展開過程、支援体制整備拡充に関しては、東村山市社会福祉協議会を通した東村山市の政策による東村山手をつなぐ親の会の取り組みに対する理解と支援が、大きく影響しているといえる⁸⁾。当時の愛の園幼児室設立に関わったB氏は、「（当時は障害児者の施設を）どこか土地を借りて行うのは難し」く、「愛の園実習室自体建設が難しかった」なか、東村山市市民会館敷地内での開設認可を行う等、東村山市行政の理解と支援があったことが設立に大きかったと述べている⁹⁾。

このように、愛の園幼児室は東村山市手をつなぐ親の会、東村山市社会福祉協議会、東村山市社会福祉協議会を通した東村山市の政策の3者の連携により、毎年支援体制の充実が図られてきたといえる。

4. 愛の園幼児室の支援対象

この愛の園幼児室で支援対象となった障害幼児の中には、設立当初の利用者に重度の障害幼児が多く見られる。1970（昭和45）年時点で、定員12名のうち3名が重複障害児である（全日本特殊教育研究連盟他共編,1971,145）。

明確な人数は確認できなかったものの、1970年頃は半数以上が重度、あるいは重複の障害幼児（学齢児を含む）であった。保護者たちは「教育よりも生きる」が優先であったと述べていることから、重度の障害幼児が多かったことがうかがえる⁽¹⁰⁾。

また、当時は重度児も含め、障害幼児と保護者に対する社会の認知も低く、保護者らは生活の中で「私たちより前の世代は家から出さなかった。だから、そういう子がいるとは自分がつまで思わなかった」「私たちの年代頃から、少しずつ（外に）出てきた」「子どもを連れて歩くと、他の子どもが「なんなんだろう」とついてきた。子どもたちは正直だから。興味があつたのしょうけど。子どもをじっと見られたりもして、つらかった」「電車にも乗るのがいやだった。自分たちが座ると人が席を替わるのが、ほんとうにいやだった」という状況に置かれていた⁽⁷⁾。1960年代後半頃においても障害幼児のみならず、障害児者全般に触れる機会が少なくなかった。障害幼児や保護者に関する社会の理解が得にくかった状況のなかで、保護者達は幼児期をつらい時期ととらえている。「将来よりも、本当に何にも考えられない時期」であったという言葉がそれを表している⁽¹¹⁾。そのようななかで、保護者は障害幼児を育てていかなければならなかった。

このような社会状況にあったなかで、愛の園幼児室は障害幼児を支援の対象としていたため、次の3つの療育活動のねらいが設定されていた。

- (1) 「何よりも、家庭にとじ込めりがちな親と子が外に出て人と接する機会を持つことだけでも大きな収穫」
- (2) 「学齢前の子どもたちや、障害の重い子どもたちについては、早期教育の必要が叫ばれてからもう久しくなるのに、子どもたちが指導を受ける場所はないのである。現在の幼稚園や保育園では少しでも障害があると受け入れてもらえない場合がほとんどである。どんなに重い障害を持っていても教育・訓練を受けさせ、成長させたい。障害があるからこそ、障害が重いからこそ、幼児期から適切な指導訓練を受ける必要がある。その指導を受けることによって、学校教育を受けられるまでに成長する子どももいる。施設入所にこぎつける訓練を受けることもできる」
- (3) 「生活指導を幼児指導の場として充実していけば、幼児教育・学校教育（特殊学級）・卒業後教育（愛の園作業所）という一貫した障害児指導の場が保障され、そして同時に地域社会での親の会活動と公教育との結びつきも強化される」⁽¹²⁾

(1) のねらいからは、愛の園幼児室が幼児と保護者にとって地域や社会との接点となることを意識したものと考えられる。(2) のねらいからは、障害幼児が既存の幼稚園・保育所等に受け入れられないなかで、愛の園幼児室が重度の障害児の療育機関となり、幼児の成長を支援する場となることがねらわれていたと見てとれる。そして、(3) のねらいからは、愛の園幼児室の活動を通じて、地域や社会との結びつきや公的保障へとつながることが望まれている。

このことから、愛の園幼児室での療育活動のねらいは、愛の園幼児室が地域あるいは社会との結びつきのきっかけとなり、重度の障害児の支援の場となることで、のちの公教育による公的保障へとつなげていくことであったと考えられる。地域・社会と障害幼児・保護者を結びつけ、公的保障を目指しているから、愛の園幼児室は地域の療育機関として、地域・社会での障害幼児の支援を推し進めようとする意図があったと推測できる。このようなねらいのもと、1971（昭和 46）年 4 月より療育活動が行われた。特に障害幼児を支援する療育機関等を創設させることでさえ容易ではなかった時代に、重度の障害幼児を中心に愛の園幼児室は経営がなされ、支援が行われていたのである。

5. 愛の園幼児室の閉鎖と東村山市における障害乳幼児支援システムの展開過程

愛の園幼児室は 1975（昭和 50）年には経営が「愛の園幼児室運営委員会」から東村山市社会福祉協議会に移行し、翌年 1976（昭和 51）年に閉鎖される。愛の園幼児室の閉鎖は、主に併設されていた愛の園実習室の「授

産施設」としての法的条件整備によるものであった。東村山市では 1973（昭和 48）年に東京都立東村山児童学園が開設され、1976 年には東村山市で市立保育所での障害児保育が実施されるようになっており、障害乳幼児は東村山児童学園および市立保育所で、「卒業後教育」は愛の園実習室充実のため愛の園幼児室を発展的解消するという選択が行われたものと推測される。実際に愛の園幼児室在籍幼児は、児童学園や市立保育所へと移っていったことから、この選択が行われたことがうかがわれる⁽¹³⁾。

そして時期は前後するものの、愛の園幼児室経営に携わっていた東村山市手をつなぐ親の会は、東村山市社会福祉協議会との連携とともに、東村山市医師会との交流を通して連携を深め、障害乳幼児の支援の充実を模索していく。具体的には東村山市手をつなぐ親の会は 1972（昭和 47）年には市医師会と障害乳幼児の早期発見のために連携して 3 歳児健診を行っていく。そして翌 1973（昭和 48）年には東村山市手をつなぐ親の会、東村山市社会福祉協議会、東村山市医師会、そして東村山市あゆみの会（肢体不自由児の親の会）等で構成された「東村山福祉対策地域連絡会」が発足し、障害児実態調査を行っていく⁽¹⁴⁾。

このような障害児の親の会と社会福祉、医療関連団体の連携と、障害児の早期発見に向けた 3 歳児健診、実態調査の取り組みもまた、1977（昭和 52）年の全国でも先駆的な「東村山市幼児相談室」の開設へとつながってゆく。

1977（昭和 52）年「東村山市手をつなぐ親の会やあゆみの会、市役所、医師会、学校、保健所、保育所、幼稚園、障害児施設、民生委員」等が関わり、「東村山市幼児相談室」が開設される（東村山市社会福祉協議会編,1999,118）。それにより東村山市では、乳児期から「東村山市幼児相談室」および東村山児童学園、市立保育所等の支援機関を中核とする障害乳幼児支援システムの構築が模索されていくこととなる。

「幼児相談室」は医師や教育関係者等の専門相談員が、障害の有無を問わずすべての乳幼児（0 歳～就学まで）の相談に応じると同時に、幼稚園、保育所でのコンサルテーションや各健診等での相談にも出張にも応じる機能を有する支援機関であり、全国に先駆けて障害の有無を問わず包括的な乳幼児支援、子育て支援の取り組みを行っていく機関である⁽¹⁵⁾。この幼児相談室の設置は愛の園幼児室が「生まれたきっかけのひとつにな」っていたのである（東村山市社会福祉協議会編,1999,121）。愛の園幼児室の存在は、東村山市という地域での障害乳幼児支援システムの展開過程の源流となったと考えられる。

IV まとめと今後の課題

本研究では特に幼児グループの展開過程として、愛の園幼児室の展開過程を事例的に検討し、その特質を明らかにすることを目的とした。

その結果愛の園幼児室は療育機関としての事業経営期間は 1969（昭和 44）～1976（昭和 51）年の約 7 年間で非常に短いものであったが、その取り組みは東村山市という地域の障害乳幼児支援の充実に大きな影響を与えたといえる。

A 氏は東村山市の福祉の発展においては、「愛の園が医師会などの機関と連携し、体制を構築してきた」ことと、「他の機関との連携が原動力であった」ことが特に大きかったと指摘している⁽¹⁶⁾。さらに A 氏は 1980 年代の東村山市の障害乳幼児の早期療育の指針となった、東村山市心身障害児早期療育指導委員会『東村山市における心身障害児の早期療育について（答申）』（1984（昭和 59）年 3 月）の策定に携わった際に、愛の園幼児室の取り組みが、東村山市という地域の障害乳幼児支援の充実に欠かせなかったことを経験的に指摘している⁽¹⁷⁾。

愛の園幼児室は、幼児室自体が東村山市における障害乳幼児支援システムには直接的に位置づかなかったが、そのシステムを構築するための源流としての役割を果たしていたといえるのである。

今後は「東村山市幼児相談室」創設の経緯を詳細に検討し、東村山市の障害乳幼児支援システム構築に果たした役割について検討することが研究上の課題であるといえる。

謝辞

本研究を行うにあたり、愛の園幼児室および東村山市幼児相談室関係者の皆様に感謝申し上げます。関係者の方の希望等により、お名前をお出しすることはできませんが、特に A 氏、B 氏、C 氏および D 氏には厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

付記

本研究の一部は日本特別ニーズ教育学会第 18 回研究大会にて発表を行った。

また本研究は平成 24 年度東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科博士学位論文「戦後日本の障害幼児支援に関する研究—幼児グループから通園施設・事業への展開過程を中心に—」の一部を加筆修正したものである。

なお本研究では「精神薄弱」等の差別的表現・用語について、歴史的史資料を用いるため改変せずに使用していることを付記する。

引用・参考文献

- 馬場教子・水戸部明子・本多経子・永田陽子・岡野美年子（1983）「東村山市における障害児の保育および幼児相談室の役割 その 1—現状と相談室の役割—」『日本保育学会大会研究論文集』36,292-293.
- 馬場教子（2000）「東村山市幼児相談室—親子とともに、20 年—」『児童研究』79,58-65.
- 馬場教子（2007a）「子どもの力・親の力に支えられて（その一）—東村山市幼児相談室—」『幼児の教育』106(2),22-27.
- 馬場教子（2007b）「子どもの力・親の力に支えられて（その二）—東村山市幼児相談室—」『幼児の教育』106(3),42-49.
- 東村山市社会福祉協議会（1980）『昭和 55 年度事業報告及び収入支出決算書』.
- 東村山市社会福祉協議会編（1999）『東村山発福祉のまちづくり—住民とともに歩む社会福祉協議会』.
- 東村山市心身障害児早期療育指導委員会編（1984）「東村山市における心身障害児の早期療育について（答申）」.
- 東久留米市手をつなぐ親の会編（1987）『共に生き共に育つ—二十年のあゆみ 東久留米市手をつなぐ親の会創立二十周年記念誌』.
- 黒田吉孝（1993）「障害乳幼児の療育対策—自治体における成果と課題—」『特殊教育学研究』30(5),54-56.
- 松坂清俊・後藤秀子・上田節子（1989）「障害乳幼児の療育・保育のシステム化—その経過・現状と課題—」『発達の遅れと教育』379,52-67.
- 宮田広善他（2008）「地域における障害児の重層的支援システムの構築と障害児通園施設の在り方に関する研究」『平成 20 年度障害者自立支援調査研究プロジェクト 事業実施報告書』.
- 小淵高志（2008）「社会政策の歴史社会学—明治期から 1980 年代に焦点を当てて（その 3）—」『保健福祉学研究』6,1-16.
- 岡野美年子（1983）「幼児相談における新版 S-M 社会生活能力検査の利用」『心理測定ジャーナル』19(1),9-16.
- 大橋誠（1977）「東村山市の地域保健計画と住民参加」『公衆衛生』41(2),124-130.
- S.A.カーク・G.O.ジョンソン著伊藤隆二訳（1967）『精神薄弱児の教育』日本文化科学社.
- 心身障害児（者）地域福祉連絡協議会編（1995）『地域ケアの歩み』東村山市社会福祉協議会.

塩見武雄 (1975)「障害幼児の早期療育—ひまわり教室の活動の検討—」『福井大学教育学部紀要 第4部教育科学』25, 115-125.

障害をもつ子どものグループ連絡会編 (1972)『保育と教育の場を求めて』さ・さ・ら書房.

田中謙・渡邊健治 (2011)「戦後日本の障害幼児支援に関する歴史的研究—1950年代～1970年代前半の幼児グループの役割を中心に—」『SNE ジャーナル』17, 105-128.

田中謙・渡邊健治 (2012)「障害のある幼児の保育・療育の歴史的研究Ⅶ—東京都市部における公立通園事業「東村山市幼児相談室」を事例に—」『日本特別ニーズ教育学会第18回研究大会発表要旨集』自由研究発表Ⅰ.

田中謙 (2013)「戦後日本の障害幼児支援の発展に関する一研究—1960～80年代の東京都特別区における公立の『通園事業』に焦点を当てて—」『学校教育学研究論集』28,15-30.

注

- (1) 本研究においては主に知的障害児（本研究の分析対象時期では「精神薄弱児」）について分析を行う。
- (2) 例えば、S.A.カーク・G.O.ジョンソン著伊藤隆二訳 (1967)『精神薄弱児の教育』日本文化科学社等があげられる。
- (3) 総務省では都市階級区分を政令指定都市及び東京都区部の「大都市」、大都市を除く人口15万以上の市の「中都市」、人口5万以上15万未満の市の「小都市A」、人口5万未満の市の「小都市B」、町村としている（ただし統計上は「小都市Bと町村」の結果を統合）。本研究においてはこの人口15万未満の都市（小都市AおよびB）を「小都市」として用いることとする。
- (4) 2009（平成21）年6月18日聞き取り調査時に得られたデータから。
- (5) 愛の園幼児室には幼児グループと学齢期の児童のグループとがあり、2グループの合計活動日数。
- (6) 東京の障害をもつ子どものグループ連絡会編 (1972) 別表を参照。
- (7) 1970（昭和45）年の都の通所訓練事業助成金は年間50万円である。他に金額が確認できる幼児グループ、通園事業では、三鷹市「あすなろ学園」（三鷹市から年間56万円）、清瀬市「竹丘学園」（50万円）、国立市「あすなろ教室」（27万円）等がある。
- (8) 1970年頃の社会福祉協議会について市の地域福祉課長が市役所との関係を「市が社協を指導しているようなところはありません」と振り返っている（東村山市社会福祉協議会編,1999,22）。この課長は社会福祉協議会に就職し、退職後市職員となり市から出向して再び社会福祉協議会に携わっていた経歴をもつことが記されており、当時の市と社会福祉協議会との関係に詳しい人物であると推測できる。この指摘からわかるように、東村山市の立場や支援と東村山市社会福祉協議会の立場や支援との関係について明確な区分は難しい。しかし、東村山市及び東村山市社会福祉協議会の両者による支援により、愛の園幼児室は体制整備が進められてきた。
- (9) 2009（平成21）年6月18日聞き取り調査時に得られたデータから。
- (10) 2009（平成21）年6月18日聞き取り調査時に得られたデータから。
- (11) 2009（平成21）年6月18日聞き取り調査時に得られたデータから。
- (12) 全日本特殊教育研究連盟他共編 (1973) の139-143頁を参照。なお、(1)～(3)の番号は、筆者による整理番号。
- (13) 東村山手をつなぐ親の会編 (1993) p.106を参照。
- (14) 東村山市社会福祉協議会編 (1999) p.118を参照。
- (15) 同書のp.112を参照。
- (16) 2009（平成21）年6月18日聞き取り調査時に得られたデータから。
- (17) 2009（平成21）年6月18日聞き取り調査時に得られたデータから。